

業務委託契約書（案）

一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター（以下「甲」という。）と、○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、「ヒートポンプ・蓄熱月間 感謝状贈呈に伴う 感謝状・記念品製作業務」（以下「本業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務内容・契約期間）

第1条 甲が委託し乙が受託する本業務は、別添「業務委託仕様書」に定めるとおりとする。
2 契約期間は、契約締結日から、2026年6月12日（金）必着の発送完了までとする。

（委託料）

第2条 委託料は、乙が提出した見積書を基礎として甲乙協議のうえ本契約書に別記する。
2 委託料には、本業務の遂行に要する一切の費用（感謝状（賞状紙）・賞状用封筒、名入り記念品の製作費、個装箱・外装表示、紙袋、梱包材費、全国約40か所への元払い発送費、デザイン費・名入れ費・版代、校正費、その他付随費用）を含むものとする。

（本業務の遂行）

第3条 乙は、関係諸法規および仕様書を遵守し、適正に本業務を遂行する。

（業務完了義務）

第4条 乙は、仕様書の記載にしたがって適正に本業務を遂行し、契約期間内にこれらを完了させるものとする。

（委託業務実施責任者）

第5条 乙は、業務を実施するにあたり、乙を代表する業務実施上の責任者として甲の認を受けた委託業務実施責任者を置くものとする。
2 委託業務実施責任者は、乙を代表して本業務の監督を行うほか、委託料の変更、委託料の請求・受領、第13条第1項の請求の受理および同条第2項の決定・通知、契約期間の変更および本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限行使することができる。
3 乙は、前項にかかわらず、自己の有する権限のうち、責任者に委任せざり自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめその内容を甲に通知しなければならない。
4 乙は、甲より理由を明示のうえ業務遂行不適当と認められた責任者については、変更に応じるものとする。
5 責任者は、仕様書において兼務を禁ずる旨の定めがない限り、業務実施担当者と兼務することができる。

（機密情報等の適切管理）

第6条 乙は、本契約に関連して甲から預託された情報または本業務の実施により得られた情報（個人情報を含む。以下「本情報」という。）を適切に管理し、漏えい事故（紛失、消

失、破壊、改ざん、漏えい、不正アクセス) 防止のため万全の対策を講じるとともに、自らの従業員および再委託先に対し必要かつ適切な監督を行う。

- 2 本情報は形態(書面・口頭・電子等)を問わない。乙は、本業務に必要な範囲でのみ本情報を取り扱い、甲の事前承認なく第三者へ提供・開示してはならない。
ただし、甲の書面承認、公知情報、正当取得情報、乙の責に帰さない公知化、法令に基づく開示要求の場合はこの限りでない。
- 3 乙が第三者へ開示した場合で、当該第三者の違反により問題が生じたときは、乙が直接その責を負う。
- 4 乙は、必要最小限を除き本情報を複写・複製しない。電子情報は適切なセキュリティ(パスワード等)を設定し、外部媒体で管理し、アクセス記録を取得する等の措置を講ずる。
- 5 乙は、業務に従事しない者に本情報を取り扱わせず、従業員に対し在職中および退職後も秘密保持義務を課す。
- 6 本情報の返却・廃棄は甲の指示に従う。漏えい事故が生じたときは直ちに甲へ報告し、応急措置と再発防止策を講じ書面で提示する。
- 7 本条の規定は本契約終了後も有効とする。

(仕様書の解釈)

第7条 仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、乙は甲の解釈に従う。ただし、仕様書に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。

(諸法規等の遵守)

第8条 乙は、本業務の実施にあたり、関係諸法規を遵守するとともに、必要な許認可・届出等一切の手続を行わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾なく、本契約により生ずる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(再委託)

第10条 乙は、業務の全部または重要な部分を第三者に再委託しないものとする。ただし、甲の事前承認があるときはこの限りでない。

- 2 乙が業務の一部を第三者に依頼するときは、事前に甲へ通知し、受託者名・経歴・業務範囲等必要事項を明示する。
- 3 乙は、承認・通知がある場合でも、受託者等の行為について甲に対し一切の責を負う。

(知的財産権等)

第11条 乙は、第三者の知的財産権等を侵害しないよう注意し、紛争が生じた場合は乙の責任と負担で解決する。

- 2 当該権利者等が甲に請求した場合、乙は甲の支出費用・賠償金を負担する。
- 3 甲が材料・方法等を指定し、乙が権利の存在を知らなかった場合は、甲は使用に要し

た費用を負担する。

- 4 本業務の成果として得られた知的財産権等は原則甲に帰属する。別途合意がある場合はこの限りでない。
- 5 乙は、成果物に係る編集データ・入稿データ等を甲の希望により引渡す。
- 6 乙および関係者は、当該成果物に関する著作者人格権を行使しない。

(業務実施に関する措置請求)

第12条 甲は、乙の業務実施が不適当と認められる場合、理由を示して必要な措置を求めることができる。乙は決定の結果を速やかに甲へ通知する。

- 2 乙は、甲の職務遂行につき不適当と認めるとき、理由を示して必要な措置を求めることができる。甲は決定を速やかに乙へ通知する。

(仕様書不適合の改善義務)

第13条 乙は、仕様書不適合がある場合、甲の改善請求に従わなければならぬ。

- 2 名入れ誤記・破損・汚損・輸送事故・不着等の瑕疵がある場合、乙の費用負担により修正または再作成・再発送を行う。
- 3 不適合が甲の指示その他甲の責によるときは、必要に応じ契約期間・委託料を変更し、乙の損害について甲が賠償する。

(検査・引渡し)

第14条 本業務完了時、乙は完了通知（発送完了報告・追跡番号一覧を含む）を提出し、甲の所定検査または完了確認を受ける。

- 2 不合格のときは、甲の指示期限までに乙の費用で修正し、再検査を受ける。
- 3 合格後、乙は直ちに目的物を甲に引渡す。

(業務の変更・中止)

第15条 甲は、都合により業務内容・契約期間の変更、数量変更、本業務の全部または一部の中止・打切りを行うことができる。

- 2 契約条件の変更が必要な場合は甲乙協議のうえ変更する（少額は除外可）。
- 3 中止後の再開、期間・委託料変更、損害補填の要否は協議により定める。

(不可抗力による期間変更)

第16条 乙は、天災地変その他不可抗力により契約期間内に完了できない場合、理由書をもって期間変更を請求できる。変更は甲乙協議のうえ定める。

(委託料の支払)

第17条 甲は、第14条の検査・引渡し完了月の翌月の甲所定の支払日に委託料を支払う。

- 2 相殺については、甲乙合意のもとで対当額相殺ができる。

(消費税)

第18条 甲は、委託料に消費税及び地方消費税相当額を加算して支払う（円未満切捨て）。

(瑕疵担保)

第19条 目的物に瑕疵がある場合、引渡日から1年間、乙は無償修補の担保責任を負う。

- 2 重要でない瑕疵で修補に過分の費用を要する場合、甲は修補請求をしないことができる。
- 3 修補で解消しない損害があるときは協議のうえ乙が補填する。
- 4 甲は引渡しの際に瑕疵を知ったときは、直ちに乙へ通知しなければ請求できない（乙が知っていた場合を除く）。
- 5 滅失・毀損は6か月以内に権利行使する。
- 6 修補完了部分の担保期間は修補完了時から起算し本項を準用する。

(損害賠償)

第20条 乙は、故意・過失により甲または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負う。

ただし、甲の責に帰すべき事由による損害はこの限りでない。

- 2 第三者との紛争が生じた場合、甲乙協力して処理解決にあたる。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙に所定事由（本業務不着手、完了困難、長期中止、資格喪失・破産等、重大違反等）がある場合、催告のうえ解除できる。

ただし一定事由については催告なく解除できる。乙も同様に、甲に所定事由がある場合、催告のうえ解除できる。

(解除時の取扱い)

第22条 本契約が解除された場合の損害補填、成果物の対価支払による引渡し、違約金（委託料の10分の1）等は、別途協議のうえ定め、必要に応じて甲が補填する。

(反社会的勢力の排除)

第23条 甲乙は、各自、反社会的勢力でないこと、また関係を有しないことを確約し、違反時は催告なく解除でき、損害賠償責任を負わない。

(違約金等の支払)

第24条 乙は、甲に支払うべき違約金・賠償金を甲の指定期日までに支払う。甲は、未払がある場合、委託料から控除できる。

(疑義の解決)

第25条 本契約に疑義が生じた場合、または定めのない事項は、甲乙協議して解決する。

(準拠法・管轄)

第26条 本契約は日本法に準拠し、第一審の専属的合意管轄は東京地方裁判所とする。

契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2026年 月 日

東京都中央区日本橋蛎殻町1-28-5
甲 一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
専務理事 浅井 亨

乙